

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
物の種類	物の種類	物の種類	物の種類
三十 マンガン及びその化合物	三十 マンガン及びその化合物	三十 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	三十 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考(略)	備考(略)	備考(略)	備考(略)
	管理濃度		管理濃度
	○・〇五 mg/m <sup>3</sup>		○・二 mg/m <sup>3</sup>